

一般社団法人手編みワイヤーバッグ協会 認定会員用規約

一般社団法人手編みワイヤーバッグ協会
〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-2-701
TEL 080-2433-9908

1. 認定会員の資格について

- (1) 当協会の一定のカリキュラム修了者に、認定証の発行及び認定会員の資格を与えています。規約に違反した行動や、その他協会や他の認定会員、受講者へ不当に迷惑をかけた場合、度重なる違反が確認された場合は、ペナルティや認定会員の資格を取り消し、法的手段をとる場合があります。
協会がそれらの措置をとったことにより損害が生じた場合でも、協会は一切責任を負いません。
- (2) ワイヤーバッグに関する活動のプロフィール全てに「手編みワイヤーバッグ協会認定講師」を記載して下さい。
- (3) 会員資格は毎年1月に更新致します。更新前に書面にて翌年の更新の有無を確認させていただきますので、更新される場合は指定の期日までに年会費 3,888 円(税込)をお支払いいただきます。期日を過ぎてからの手続きは、2倍の金額を請求いたします。退会後の再入会は可能ですが、退会期間の2倍の年会費をお支払いいただきます。
- (4) ホームページの会員専用画面の ID・パスワードは毎年更新致します。これらの情報を第三者へ漏洩させることは厳禁です。
- (5) 手編みワイヤーバッグ協会以外でもワイヤーバッグに関する活動をされる場合は、手編みワイヤーバッグ協会からの退会はできません。また、他の団体を退会し、手編みワイヤーバッグ協会からのみの継続をすることも禁止します。技術面の使い分けなどの判別がつきにくいことなど、誤解を招いたり、他の団体などにも迷惑がかかることもある可能性もあるため、どちらかの団体を退会する場合は、全てのワイヤーバッグに関する活動を停止してください。

2. SNS の投稿について

- (1) ブログやInstagram、フェイスブックなど、SNS でワイヤーバッグの写真を投稿する際は、資格取得中の方の投稿や、退会した方の投稿と区別をつけるため、必ずプロフィールに【手編みワイヤーバッグ協会認定講師（又は会員）】と記載をしてください。また、習得している資格の分野に関する作品の投稿には、必ずハッシュタグに【#手編みワイヤーバッグ協会】をつけて投稿してください。（協会のレシピ作品だけではなく、ご自身のオリジナル作品など、ワイヤーバッグに関する全てのバッグやチャームなどの作品に対して。ただし、他の団体の作品のものに関してはご自身の判断に任せますが、技術的に手編みワイヤーバッグ協会の内容のものも含まれている場合は、ハッシュタグをつけてください。
- (2) 投稿する際は、レシピそのもの、製作途中で技術的なものがわかるものの写真は掲載しないようお願いいたします。モザイクをかけるなど、加工しての掲載は可能です。
- (3) 手編みワイヤーバッグ協会のロゴは、任意で活用してください。ホームページの講師専用画面トップに画像を提供していますので、各自ダウンロードしてご利用ください。
- (4) ワイヤーバッグに関する内容を投稿する SNS のアカウントについては、協会本部に必ず報告してください。また、Instagram は協会アカウントを右のネームタグで読み取るなど、@hwa_wirebag のアカウントをフォローしてください。
- (5) SNS の投稿については、定期的に内容を確認させていただきます。内容の改善などをお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。



3. 税務講習について

- (1) 2019 年度以降、以下の対象者には HWA 規定の税務講習の受講を必須とさせていただきます。一般の方から代金を受け取り講師活動をされ、「ご自身やご家族・ご友人などの間で楽しむ」という趣味の範囲を超え、営利活動に値する方に、正しい税務の知識を得ていただく為のものです。お申し込みは、直接協会へお問い合わせください。内容などは、ホームページの認定会員専用画面でご確認ください。

<対象者>

- ① 一般の方から代金受領している方（自宅サロンやカルチャー、イベント出店など）
- ② 継続的にブログやインスタの SNS などを受講生の募集をしている方
- ③ 上記①②の活動を今後される予定の方

①～③いずれかの項目に該当する方は必須と致します。（HWA 以外の活動も含みます。）ただし、法人の届け出、個人事

業の届け出や個人で確定申告をされている方で以下の資料いずれかをご提出される方は対象外とさせていただきます。

(協会本部までご提出ください)

- ・ 個人事業届け出の控えコピー
- ・ 最新の確定申告書表紙コピー (金額は伏せてください、名前・住所のみ確認します)
- ・ ご家族の会社などの事業に含まれている場合は、会社名・所在地のわかる資料

4. テキスト、レシピ、作品、材料の取り扱いについて

- (1) 当協会で使用しているテキスト、認定講座のレシピ等の知的財産は当協会にあります。また、他の認定会員が発行したレシピについては発行した会員に知的財産があります。複写するなど不当に使用することは厳禁です。レッスンで使用の際は必ず購入して使用してください。
- (2) レッスンで使用する主な材料であるワイヤーテープは Extri「ジュエリーレース」、メルヘンアート「ラメルヘンテープ」を必ず使用してください。かごバッグに関しては「ハワイアンコード、シャインライン」も可能とします。その他のダブルサテンリボンや持ち手などは、同等のものであればメーカーを問いません。
- (3) 当協会で行うレッスンのバッグデザインは、協会やメーカー、会員の先生方のオリジナル作品ですが、バッグデザインの意匠権は取得していません。意匠権については、今までに発表されたことのないようなオリジナルデザインでない限り新たに取得することは困難とされています。しかしながら、他のブランド作品についてはブランド側が権利を有している可能性もあるため、模倣した作品を指導・販売することをメインに宣伝することはお控えください。ただし、個人の趣味の範囲での制作・所有することは問題ありません。

5. 材料の購入について

- (1) 基本的には、インターネットの会員専用ショッピングページから材料を購入してください。メールでの購入も受け付けますが、数日余分に時間がかかることがありますのでご了承ください。
- (2) 材料購入の割引率について、シルバー認定会員の方は 20%、シルバー α ・ゴールド会員の方は 25%、ゴールド α ・プラチナ会員の方は 30%となります。またプラチナ会員に限り、ジュエリーレースは 35%OFF となります。しかし、一部割引除外品もあります。(2019年8月15日より年よりシルバー認定会員の方は 25%、シルバー α ・ゴールド会員の方は 30%、ゴールド α ・プラチナ会員の方は 35%となります。ただし、一部割引除外品もあります)

6. ホームページ教室一覧掲載について

- (1) 認定会員教室はホームページで一覧に掲載させていただきますが、希望者には別途有料で別枠にて掲載させていただきます。またチラシの掲載にも使用させていただくことがあります。初期費用 3,240 円(税込)、1月更新で年会費とは別に年間維持費 3,240 円(税込)お支払いいただきます。(初年度は年間維持費無料、内容更新は随時可能)ただし、個人事業の届け出及び、税務講習を受講されている方は 2020 年度以降、年間維持費を無料とさせていただきます。
- (2) 税務講習を受講されている方とそうではない方は、区別してホームページに掲載させていただきます。

7. 講習の価格や内容について

- (1) 当協会で行っている講習費や材料費について、協会全体の価格統一はしておりません。各教室にて必要に応じて価格設定を行ってください。また、商品の販売価格についても協会では基準を設けておりません。価格維持を強要することは、「独占禁止法第 19 条で拘束条件付取引」で禁止されています。他の団体などでは講習価格の維持を強要しているところもあるかもしれませんが、ご注意ください。
- (2) フリーレッスンコースの受講生に、認定コースの受講を強要するなどの行為は禁止致します。認定会員の資格を取得されても、仕事を保証するものではありませんし、仕事も斡旋も行っておりません。資格を取得すれば仕事があるかのように誤解させる勧誘も禁止します。

8. 協会の活動について

- (1) 手編みワイヤーバッグ協会として、各種イベントに出店などする場合、会員の皆様に協力をお願いする場合があります。可能な限りご協力をお願いいたします。
- (2) 作品展 (毎年 3 月に神戸で開催) は、ワイヤーバッグの活動をされている方は、必ずご参加ください。

9. 退会について

- (1) 個人の事情で認定会員の資格が不要になった場合など、手編みワイヤーバッグ協会から退会を希望される場合は、

事前に協会へ相談の上、会員専用画面より手続きを行ってください。内容確認の上、ご質問などさせていただく場合があります。「受理しました」のメール配信後、退会手続き等を行います。退会後にワイヤーバッグに関する活動をされること（ワイヤーバッグ製作の技術やレシピ、作品を使用した講習や販売）を一切禁止します。また同内容の SNS での投稿も禁止します。万が一発覚した場合は、それまでの年会費の 2 倍の金額や調査費用などの請求をさせていただきます。2019 年度より、休会制度は撤廃いたします。

10. 独立制度について

- (1) 手編みワイヤーバッグ協会で習得した知識や技術を利用し、協会の枠を超えて活動されたい方のために、独立制度を設けます。独立金 10 万円（消費税別途必要）を納付し、ご自身のプロフィールには「〇〇年手編みワイヤーバッグ協会から独立」と掲載を義務付けます。独立後は、手編みワイヤーバッグ協会で習得した技術やテキストなどをそのままご利用いただけます。
- (2) 独立制度を利用せず退会された方とのワイヤーバッグの活動は、協会としては認められません。本部とのトラブル防止の為、該当者との活動は禁止します。
- (3) 独立制度を利用された方との活動で、SNS などに投稿される場合は「手編みワイヤーバッグ協会の元講師〇〇さん」または「手編みワイヤーバッグ協会から独立された〇〇さん」と文章中に必ず表記してください。（独立制度設立前に活動されている T-method さんについても同様の対応をすることにより、活動の参加を認めます。）

11. その他

- (1) 規約は、必要に応じて変更する場合があります。

2019. 8. 1 更新
以上